

さまざまな相談をお受けしています

■区の施策や地域等での男女共同参画に関する相談

自治振興・女性課男女共同参画推進担当（区役所5階） 月～金曜日 午前8時半～午後5時	5608 - 6512
すみだ女性センター（押上2-12-7-111） 月～金曜日 午前8時半～午後5時	5608 - 1771



■DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談

* 一時保護に関する相談は保護課相談担当へ
* 緊急時は警察へ110番「DVの被害を受けている」と伝えてください。

すみだ女性センター（押上2-12-7-111） 祝日を除く月・水・金曜日、毎月第2土曜日 午前10時～午後4時 予約制	5608 - 1772
保護課相談担当（区役所3階） 月～金曜日 午前8時半～午後5時	5608 - 6154
向島保健センター（東向島5-16-2） 月～金曜日 午前8時半～午後5時	3611 - 6135
本所保健センター（東駒形1-6-4） 月～金曜日 午前8時半～午後5時	3622 - 9137
東京都女性相談センター 月～金曜日 午前9時～午後8時	5261 - 3110
東京ウィメンズプラザ（渋谷区神宮前5-53-67） 毎日 午前9時～午後9時	5467 - 2455
本所警察署（両国4-29-5） 月～金曜日 午前8時半～午後5時	3634 - 0110
向島警察署（文花3-18-9） 月～金曜日 午前8時半～午後5時	3616 - 0110

■女性の方の身体的・精神的な相談

東京都立墨東病院女性専用外来（江東橋4-23-15） 月～土曜日 午前8時半～午後5時 完全予約制	3633 - 5511（予約センター）
--	---------------------

■職場のセクシュアル・ハラスメントに関する相談

労働相談情報センター 戸亀事務所（戸亀2-19-1 カメリアプラザ7階） 月・火・木曜日 午前9時～午後5時 毎週火曜日は午後8時まで実施	3637 - 6110
--	-------------

全ての相談は年末年始・祝日を除きます。



墨田さん一家
と考えよう

墨田区女性と男性の共同参画基本条例 解説版

男女共同参画社会ってなに？



墨田区

はじめに



墨田区長 山崎 昇

一人ひとりが伸び伸びと自分らしく生活できる社会を築いていくためには、男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

しかし、依然として職場や家庭、地域社会では、男女の役割を固定的にとらえる意識や慣行が残っており、このことが性別による差別的な扱いを生む原因になっているといわれています。

また、女性の社会進出による良好な雇用環境の整備や、本区の地域特性にあった子育て支援策の充実も望まれています。さらに、女性に対する暴力などの課題も残されています。

そこで、区と区民、事業者や地域団体が協働し、必要な施策を計画的かつ総合的に推進する「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定しました。

この冊子は、条例の内容をわかりやすく解説したものです。

家庭や地域、学校、職場などでご覧いただき、男女の人権尊重への理解を深めるとともに、自分らしく輝くことができる男女共同参画社会の実現へつながっていくことを願っています。

Contents

墨田さん一家と考えよう「男女共同参画社会」

家庭編
家事や子育ては女性の役割?2

職場・地域編
女性も責任のある仕事に積極的に挑戦!4

教育編
「女のくせに」「男のくせに」と決めつけていませんか?6

人権編
夫からの暴力、妻にも非がある?8

墨田区女性と男性の共同参画基本条例

Q なぜ、条例が必要なの?10

Q 条例には、どのような効果があるの? ...11

Q どのような特徴があるの?12

Q 条例名が「男女」ではなく「女性と男性」なのはなぜ?14

Q どのような事業を行うの?15

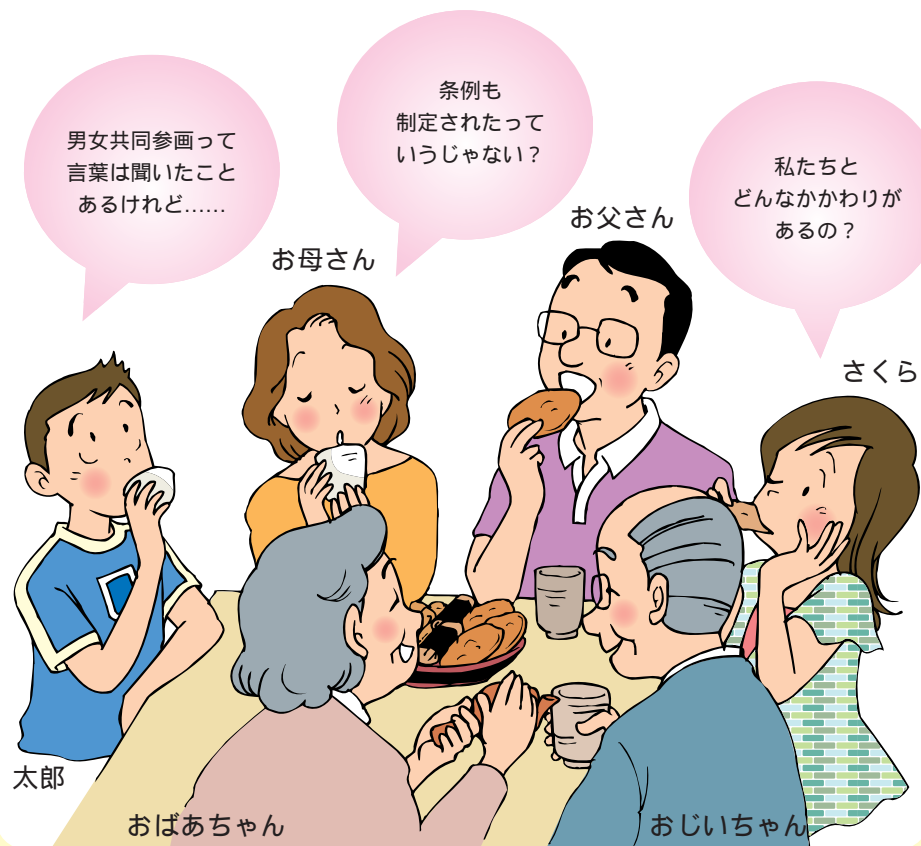
苦情調整機関

苦情を申し出るには16

条例文20

男女共同参画社会とは...

男女が互いに尊重しあい、共にもっている力を発揮し、個性と能力を発揮できる社会をいいます。そんな誰もが自分らしく生きられる社会づくりに向けて「墨田さん一家」と一緒に考えてみませんか。

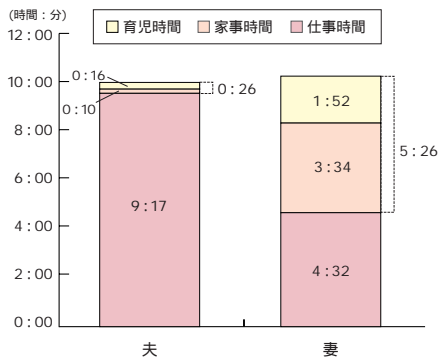


家事や子育ては女性の役割？

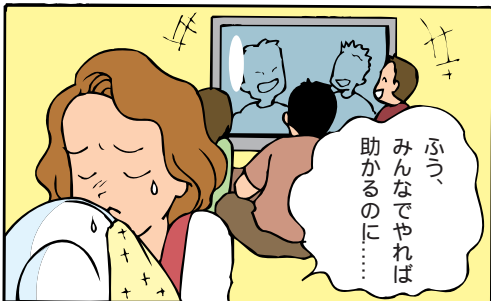
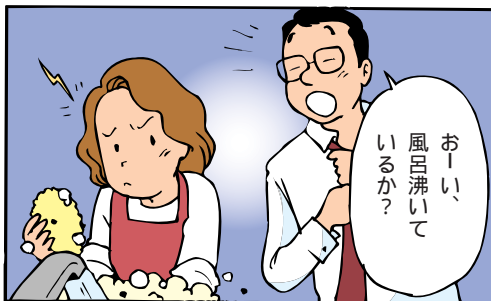
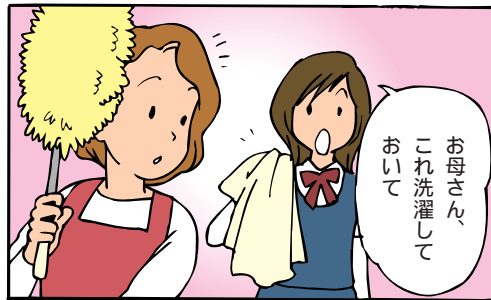
データに見る女性と男性の今

非常に短い男性の 家事・育児時間

【平成16年版男女共同参画白書より作成】



育児期にある共働き夫婦の1日の生活時間を比較すると、妻の「家事・育児時間」が5時間26分であるのに対し、夫はわずか26分。この背景には、家事・育児は女性が担うものという固定的な性別役割分担意識があるだけでなく、家事、育児にかかわりたくてもその時間がなかなか取れない男性の長時間労働の問題があげられます。



共に支え合うからこそ、 楽しい家庭に

料理、洗濯、掃除、子育て、介護などは女性がやるのが当たり前とっていませんか。

墨田さん一家は共働き。お父さんは会社員、お母さんはスーパーでパートとして働いています。それなのに、お母さんだけが家事をしているのは、みんなの心の中に、家族の世話は女性の役目という固定的な性別役割分担意識があるからではないでしょうか。

「でも、女でも男でも、身の回りのことは自分でやるのが当たり前じゃない？」とさくら。「そうだね。ついお母さんに甘えていたよ」とお父さん。「ねえ、自分にできることから始めてみない？」と太郎。

共に支え合うからこそ楽しい家庭が築けるもの。大切なのは、夫婦のパートナーシップはもちろん、家族同士の思いやりの気持ちなのです。

キーワード

固定的な性別役割分担

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって固定的に男女の役割を決めてしまうことをいいます。最近では若い世代を中心に、男性も家事をしたり、育児休業を取るなど、男女の役割意識は薄れつつあるものの、この考え方はまだまだ根強くあります。働く女性が増えた現在、「男は仕事、女は仕事と家事・育児・介護」というように、女性にとってより負担の大きいものとなっている例がみられます。

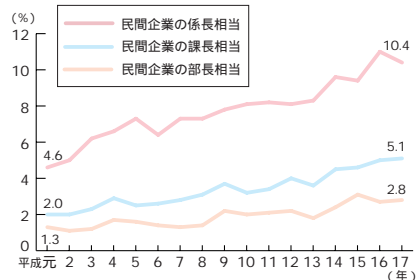


女性も責任のある仕事に積極的に挑戦！

データに見る女性と男性の今

働く女性は増えても 管理職の多くは男性

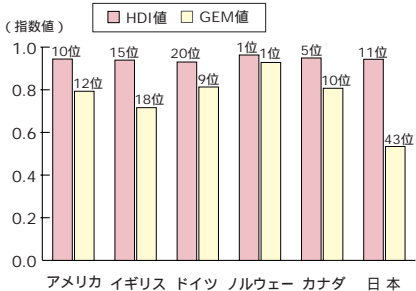
【平成18年版男女共同参画白書より作成】



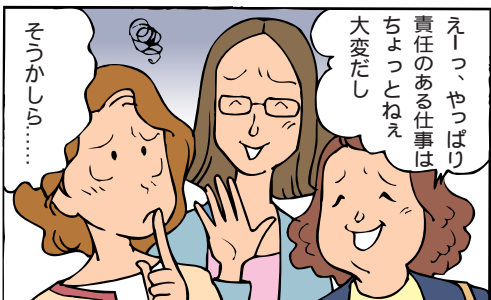
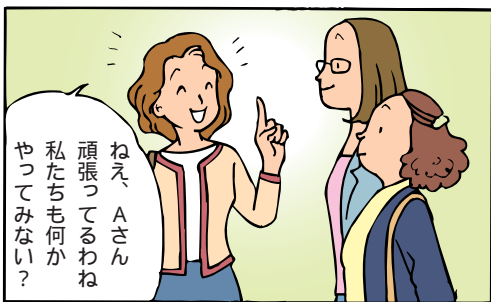
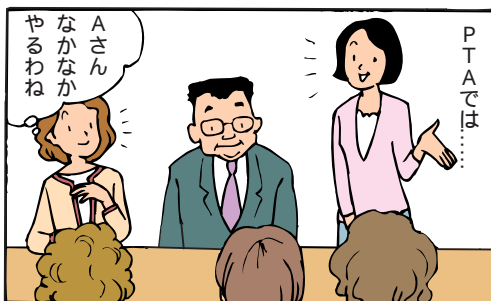
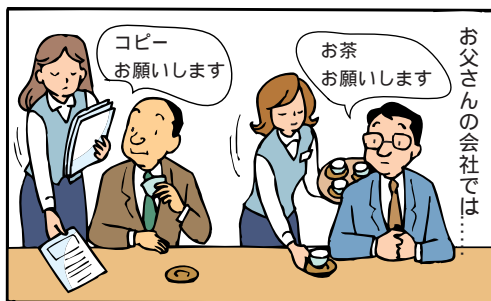
女性の社会進出にともない、管理職に占める女性の割合は少しずつ増えています。とはいえ、平成17年では係長相当が10.4%、課長相当が5.1%、部長相当が2.8%とまだまだ少ないのが現状のようです。

女性の能力発揮の機会を 国際的にみると

【平成18年版男女共同参画白書より作成】



日本の場合、平均寿命、教育水準、所得等の基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測る人間開発指数 = HDI は177か国中11位です。しかし、女性が政治や経済活動の意思決定の場に参加できるかどうかを測るジェンダー・エンパワーメント指数 = GEM (国会議員、専門職・技術職、管理職に占める女性の割合等から算出) は、80か国中43位です。



個性と能力を発揮して 活躍してみませんか

コピー取りなどの補助的な仕事は女性に、方針を決定するような重要なポストは男性に、方針を決定するような重要なポストは男性に、方針を決定する方もいるのではないのでしょうか。でも、本当にそうでしょうか。活発な女性やおとなしい男性がいるように、仕事の適性や能力は性別では決められないですね。

女性だから、男性だからということではなく、社会のさまざまな場面で自分らしさを発揮して活躍してみませんか。

スーパーで売り場の主任を任されたお母さんは、「社会で自分の能力を発揮できる場があるって、素敵なこと」といいます。また、長年の実績が評価されて自治会の会長に抜擢されたおばあちゃんも、いきいきと活動しています。

キーワード

ポジティブ・アクション

(積極的格差是正措置)

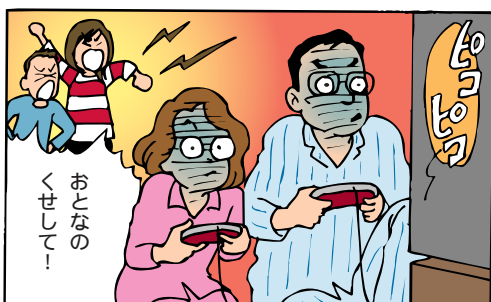
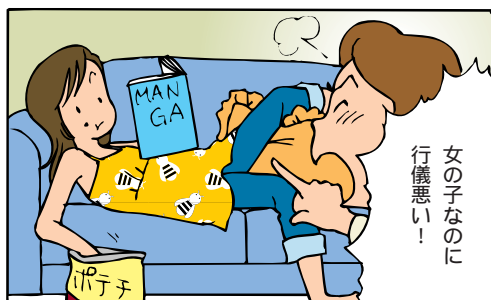
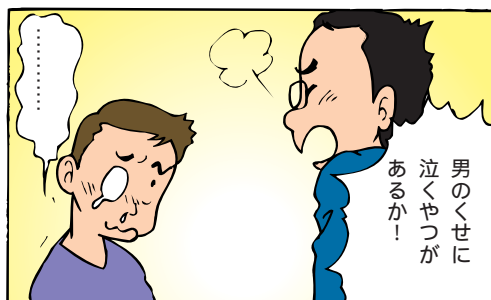
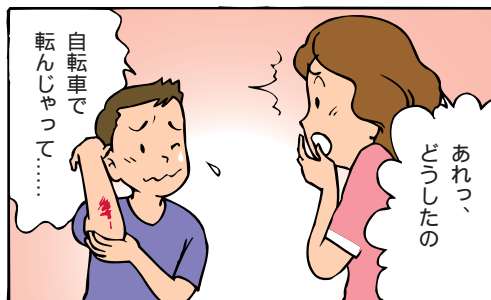
さまざまな分野で、なかなか改善されない男女の不平等を積極的に改善するための措置をいいます。たとえば研究職、技術職など、女性の進出が少ない分野で一次的に女性優先の枠を設けるなどして、男女の実質的な均等を確保しようというものです。

エンパワーメント

特に女性力がつけること。職場や政治、経済などさまざまな分野での、意識と能力を高め行動できる力を身につけることをいいます。男女共同参画社会の実現に向けて、いま女性のエンパワーメントが求められています。



「女のくせに」「男のくせに」と決めつけていませんか？



大切に育てたい 「自分らしさ」

性別を問わず、転んだら誰でも痛いですがよね。またお行儀よくしなくてはならないのは女性も男性も同じことです。

でも、私たちの社会には、「女性はこちらあるべき」「男性はこちらあるべき」と、性別で期待する役割が違ったり、区別してしまうことがあります。しかし、こうした区別は、やがて女と男は違うものという考えをうえつけてしまうだけでなく、「女と男は能力が違う」という差別意識をもたらしかねません。

女や男であることは、個性を形成する要素の一つに過ぎないのです。大切なのはそれぞれの個性を伸ばしてあげること。そして将来、自分らしさを発揮できることです。

理系が得意なさくらは、将来、建築士になりたい、人を助ける仕事がしたい太郎は介護士になるのが夢です。

キーワード

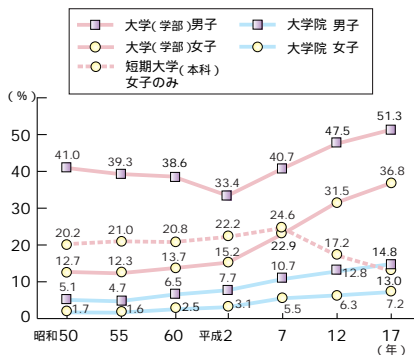
女らしさ、男らしさについて

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会であり、個人がその内面において、何を「女らしさ」「男らしさ」と考えるかについて関与するものではありません。また伝統や文化を否定する社会でもありません。「女らしさ」「男らしさ」は社会や状況に応じて多様な意味を持つものであり、一概に定義することはできないものです。

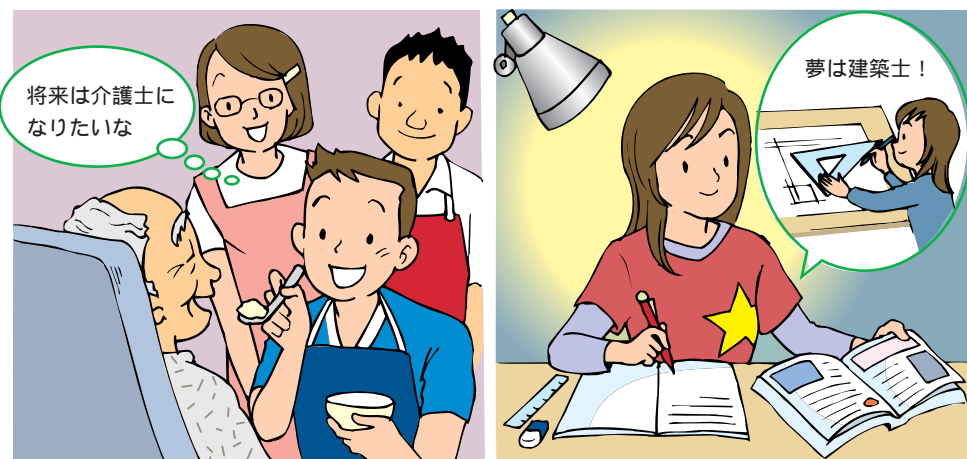
データに見る女性と男性の今

男女の進学状況

【平成18年版男女共同参画白書より作成】

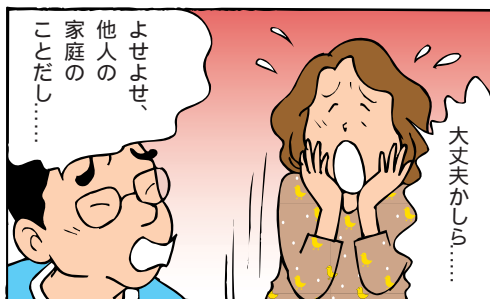


男女とも大学進学率は年々上昇傾向にあります。女子については、平成7年をピークに短期大学への進学率が減り、四年制(学部)への進学率が増加しています。





夫からの暴力、妻にも非がある？



夫婦間であっても暴力は許されません

これまでDV（ドメスティック・バイオレンス）は、男女間のもめ事として受け取られがちでした。しかし、たとえ夫婦間であっても暴力は許されるものではありません。また、一部の人だけに起こる問題ではありませんし、女性の性格や態度や言動によって起こるものでもありません。DVは男性より女性を低くみる、妻は夫に従うものという性差別が根強く残るなかで、社会的、経済的に優位な立場にある男性が、暴力で女性を思い通りに支配しようとして起こるものです。

DVをなくしていくには、男女が対等でお互いを尊重しあえる関係を築いていくことが何より大切です。それには日頃から相手の考えをじっくり聞くなど、コミュニケーションを深めておく必要があります。墨田さん夫婦も、その日にあった出来事や悩みについて話し合う時間をとるようにしています。

キーワード

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や親密な関係にあるパートナーから振られる暴力をいいます。被害者の多くは女性です。殴る、蹴るなどの「身体的暴力」、何を言っても無視するなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、侮辱的な言葉を投げかけるなどの「言葉の暴力」、性的行為を強要するなどの「性的暴力」があります。また、平成13年には、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行（平成16年改正）されています。

セクシュアル・ハラスメント

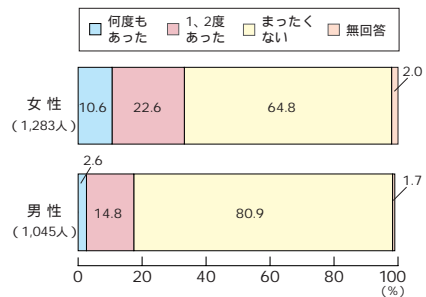
職場や学校などで起こる性的嫌がらせをいいます。上司からの誘いを断ったことで仕事上の不利益を被る「対価型」と、ひわいな言葉や言ったりするなど、性的な言動によって相手の生活環境を害する「環境型」があります。DV同様、セクシュアル・ハラスメントも相手の人権を傷つける許されない行為です。

データに見る女性と男性の今

配偶者・パートナーからの暴力の実態

【平成18年版男女共同参画白書より作成】

「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



内閣府が実施した調査によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴力」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「性的行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」という女性は、10.6%、「1、2度あった」という女性は22.6%で、両方合わせると、約3割の女性がなんらかの暴力を一度でも受けた経験があるという結果になっています。墨田区の調査（平成14年「男女平等に関する意識・実態調査」）においても、約2割の女性がDVの被害経験があると答えています。

